

共同生活援助

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
虐待防止	虐待防止責任者が設置されておらず、運営規程に明記されていなかった。	都条例第155号第3条3項	1
(長期)入院時支援 特別加算	共同生活援助計画に基づき、従業者が当該利用者の入院している病院又は診療所を所定回数訪問し、支援を行っていたことが確認できなかった。	厚労告第523号 別表第15の3の口 障発1031001号通知 第二の3(8)⑬	1